

第31期町田市文化財保護審議会第7回会議 会議録

1. 開催日時：2023年2月14日（火） 午後14時00分～15時30分

2. 開催場所：町田市役所本庁舎10階 10-1会議室（リモート会議）

3. 出席者

委員 阿部、内野、小島、鶴巻、浜田

事務局 佐藤生涯学習部長、江波戸生涯学習総務課長、杉本係長、

望月係長、松崎主任

4. 報告事項

(1) 町田市立自由民権資料館通史展の公開及び町田市考古資料室のリニューアル後の状況について

(2) 「文化財防火デー」の実施について

(3) 自由民権資料館企画フィールドワーク「町田の歴史を歩く2023」の開催について

(4) その他資料の活用等について

5. 議題

(1) 諮問事項「町田市指定旧跡の指定について」

6. その他

(1) 次回の審議会について（5月開催予定）

会 長 これから第31期第7回目の町田市文化財保護審議会の会議を開催いたします。前回の会議が11月でしたので3か月ぶりになります。今回も前回に引き続きリモート会議という形になりました。1月に1度、コロナの感染がかなり拡大したこともありまして、引き続きリモートという形になっていきましたが、幸い、先週当たりから感染者数も落ち着いてきたので、このまま減ってもらえるといいかなと思っております。

今日は、前回御審議いただいた旧跡の指定に関しまして教育委員会から諮問を受けておりますので、その答申に向けた討議を皆さんに進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、2月1日から町田市立自由民権資料館がリニューアルオープンの形を取り

ました。その前日の31日に私と内野先生で考古資料室と共に内覧会にお邪魔させていただきました。後で報告があると思いますが、かなり展示に変化があったというふうに思います。

では、これから議事次第に従って進めていきたいと思えます。

まず、事務局から前回の会議録の確定について説明をお願いいたします。

事務局 事務局からでございます。事前にお送りしました11月22日の議事録につきまして、御意見がなければ確定とさせていただきますが、皆様、いかがでしょうか。

それでは、確定とさせていただきます。

会長、よろしくをお願いいたします。

会 長 では、前回の議事録、これで確定という形にさせていただきます。

では、続いて報告事項に移ります。

(1)から(4)までございますが、まず事務局から報告事項について説明をお願いいたします。

事務局 それでは、報告事項1を杉本から報告させていただきます。

まず、(1)の町田市立自由民権資料館通史展の公開及び町田市考古資料室のリニューアル後の状況について御報告させていただきます。

両館とも公開開始が2月1日水曜日になっておりまして、入館者数は2月1日から2月13日までの値を報告させていただきます。

まず、自由民権資料館ですが、延べ人数が264人ということで、1日当たりに換算しますと24人ほど来ていただいているという形になります。

自由民権資料館は、「町田の歴史ー時代でたどる人びとの暮らし」が2月1日よりリニューアルされておりまして、それより前に11月3日から「自由民権運動と町田」という展示を先にリニューアルさせていただいております。

アンケートを取っていますが、その中では、館内の壁にタペストリーをかけており、それが町田の歴史を知るために非常に分かりやすいという感想などをいただいております。

自由民権資料館は以上となります。

事務局 続きまして、考古資料室です。

考古資料室は開室日が限られていますが、2月1日から13日までで5日間開室しました。リニューアル前は1か月で30人から50人程度の来室者です。

リニューアル後の5日間ですが、5日間で134人の御来館がありました。1日平均にすると26.8人ということで、本当に好評いただいております、1か月の人数が大体1日で来ているような状況です。

アンケートについては、集計中ですが、来ていただいた方の感想を直で聞きますと、やはりとても見やすくなったですとか、縄文時代にスポットが当てられているので、とてもそこが興味深いといったような御意見をいただいております。

ここで、内覧会に御参加いただいた浜田会長と内野委員から感想をいただけたらと思います。よろしくお願いします。

会 長 では、まず、内野委員、よろしくお願いします。

委 員 では、先に述べさせていただきます。先日御案内いただいて、行ってよかったですと思いました。まず、自由民権資料館はチラシを頂いて、新しくなるというふうに聞いていたんですけども、実際、チラシ以上に非常に内容が刷新されていて、限られたスペースではありますが、展示内容が非常に吟味されていて、若い人にもどうしたらアピールできるかという工夫が非常に見て取れて、相当御苦労されてリニューアルされたというのが分かるような、非常に現代的な垢抜けた感じの展示になっていると思います。

それから、考古資料室のほうは、狭いスペースですが、非常によりすぐったものが展示されていて、町田の充実した発掘物があるということが分かりますし、非常に時代的な推移で並べられてあって、そういったこともよく分かる、決して面積ではなくて、やはり展示のやり方、工夫次第で非常に充実した内容になるというのが感じ取れた内容でしたので、どちらもリニューアルの効果がすごく出て、今後も見学に来る方が増えるんじゃないかなという印象を持ちました。

会 長 どうもありがとうございました。私も内野委員と一緒に内覧会に参加させていただきました。どちらの施設も決して大きくはないというか、むしろ小さなもので、立地も非常によくはない場所にありますが、例えば入館者数を聞きまして、利用者はかなり増えてきているのかなというふうには思います。

最初にお伺いした考古資料室については、実は私の勤務先の桜美林大学からすぐそばのところにあります。ただ、基本的に土日しか開館していないということで、なかなか学校利用も難しかったのですが、その場でお話を聞いたら、申込みがあれば平日対応も可能だというふうに伺いましたので、これからぜひ大学でも活用でき

たらと思っております。

今回のリニューアルで一番変わったのは導入部の映像展示かなと思いますけれども、ガイダンスをしてから中の実物資料を見るというつながりの中で分かりやすくなったのかなと思います。

また、もう一つ目を引いたのは、考古資料室でキャラクターが設置されておりまして、どうもそのキャラクターの原案は事務局のほうでおつくりになったという話を聞いて、それもやっぱり資料室を子どもや市民に親しみを持ってもらう上で非常にいい取組だったのかなというふうに思いました。

それから、自由民権資料館につきましては、町田市立博物館が閉館後、町田の歴史を見学できる施設がなかったのも、そういう意味で、大変コンパクトではあります。旧石器、縄文から現在に至るまで通史で展示が新しく整えられたということは非常にいいことかなと思っております。

特に解説にかなり工夫がされているという印象を受けまして、さっきパネルに代わってタペストリーというお話がありましたが、文字数も比較的抑えられていて、特に図や写真や表を駆使して見やすい形の解説になっているという印象を受けました。これから学校利用等で子どもたちが協同学習の場として使ってもらえるといいかなというふうに思いました。

それから、入館者数の報告が先ほどございましたが、意外にも1日換算にすると、何と考古資料室のほうが多いですね。自由民権資料館も考古資料室を上回るような入館者が稼げるようになるといいかなというふうに思いました。

私からは以上になります。

では、続いて(2)の報告に移っていただいてよろしいでしょうか。

事務局 内野先生、浜田先生、御感想をありがとうございます。

では、文化財防火デーの実施について報告いたします。

1月28日の土曜日に箭幹八幡宮で実施してきました。箭幹八幡宮内から出火し、町田市の指定有形文化財である隨身門に延焼の危険があるという想定で、箭幹八幡宮、町田消防署・消防団と共同で消防訓練を行いました。消防訓練は、2019年に実施して以来、コロナの関係もあり中止となっていましたが、3年ぶりの実施となりました。久しぶりに実際に演習を実施してみまして、やはり文化財所有者の方にとっても防災について考える非常によい機会であると感じました。

こちらについては以上です。

次に3番目、お願いいたします。

事務局 3番目、自由民権資料館企画フィールドワーク「町田の歴史を歩く2023」の開催について御説明いたします。

現在も残る神社、寺院だけでなく、生活では気に留めることもないような歴史的な場所を案内しながら、市域の歴史に触れることで町田市域の歴史について理解を深めてもらうということを目的にしまして、町田駅を中心に全3コースのフィールドワークを開催いたします。

日にちですが、3月12日の日曜日が森野コース、3月19日の日曜日が原町田コース、3月26日の日曜日が金森コースということで、各コースとも時間は9時半から12時半、定員は20名の予定で開催を予定しております。

事務局 続きまして、4番、その他資料の活用についてです。

出張歴史授業を中心に、様々に活用を実施しております。こちらは後で御確認いただければと思います。

報告事項については以上となります。

会長 ありがとうございます。今、まとめて4件報告をいただいたところです。皆さんからもし報告事項に関しまして質問や御意見がありましたら挙手をお願いしたいと思います。

特にないでしょうか。

今の報告の最後にあった資料の活用の中で、11番のところで、かながわの遺跡展への資料貸出という項目がございますが、実は先週、相模原市博物館協議会の会議が火曜日でありまして、そのときにこの展覧会の見学をさせていただきました。町田の資料がかなりの数、出ているというのを確認したところでありまして、なかなか市内で展示施設が十分ではありませんので、こういう資料の貸出し等で広く公開するというのは非常にいいことだなと感じました。

いかがでしょうか、ほかに委員の皆さんから感想、御質問はないでしょうか。

では、ないようでしたら、次に、2番目の議題に移りたいと思います。

本日は、先ほど冒頭にも申しましたように、旧跡の指定についての諮問が出ておりますので、こちらをまず事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、諮問書を読み上げさせていただきます。生涯学習部長の佐藤でござ

います。よろしくお願いいたします。

町田市文化財保護審議会会長、浜田弘明様、町田市文化財保護条例に基づく町田市指定旧跡の指定について諮問いたします。

町田市文化財保護条例第33条第1項に規定する町田市指定旧跡の指定について、同条例第50条に基づき諮問します。

なお、指定候補については、別添資料のとおりです。

町田市教育委員会教育長、坂本修一。

では、指定候補である凌霜館跡について、松崎から詳しく御説明いたします。よろしくお願いいたします。

事務局 松崎です。よろしくお願いいたします。

先に、もう一度、お配りしている資料について説明させてください。資料2が諮問書、3が諮問書に添付しました少し詳しい説明の資料になります。4が、前回もお配りしましたが、一部修正を加えたものです。資料5は、資料4の番号と対応するように一部の資料を翻刻したのになります。資料6が、前回、地籍図を確認したいという御指示がありましたので、いろいろ地図を確認しましたが、これが一番分かりやすいだろうということで、土地台帳に附属しています資料を今回使わせていただきました。資料7は、文化財指定・登録基準になります。御審議いただく際に参考にしていただければと思います。

追加で、「アサヒタウンズ」というローカル紙に色川大吉氏が書かれた「多摩歴史散歩」という連載記事の中の凌霜館に関わる紹介記事を一緒に送らせていただいております。

では、内容の説明に入りたいと思います。

まず、凌霜館の概要と、その歴史的な意義から御説明させていただきたいと思っております。

凌霜館は、1883年、明治16年5月6日に開場式を開いている、特に自由党系の自由民権運動でところどころに造られた文武館の一つということになります。

造ったのは村野常右衛門で、自由党の若手活動家育成のために開いたものということになります。15年段階から準備が進められていて、16年5月に開場式が催されていますが、大正の初年には売却されて、移築されたものというふうに考えられています。

移築されていた建物が取り壊されたのが1980年頃、昭和55年頃と考えられます。1984年当初、凌霜館が建てられていた場所として村野家から町田市への土地の寄附申出がありまして、それを受けて1986年に自由民権資料館が建てられました。ですので、自由民権資料館の敷地が凌霜館跡地ということになります。

旧神奈川県内では、ほかに八王子に鴻武館、大和市には貫徹館という文武館があったということが資料上、確認できていますけれども、資料残存状況から活動内容についてはあまり詳しくは分からないという状況にあります。それに比較して、凌霜館は、その役割を歴史的に位置づけることが可能というところに特徴があるかと思っております。

まず、明治16年頃というのが、自由党中央の方針を受けて各地に文武館が建てられ始める時期ですが、板垣退助がちょうど16年6月にヨーロッパから帰ってきたときに、文武館を自由党で建てようというような演説をしたりして、そういう方針が定められていく。

資料5を見てください。その中の5ページから6ページにかけてなんですけど、6ページを見ていただければと思います。線が引いてあるところですけども、「有形的組織ノ甚迂遠ニシテ無形的団結ノ尤トモ必要ナル機会ニ接スル」というようなことを背景に、村野常右衛門がこの凌霜館を建てたということを村野自身が書いているというものになります。

当時、自由党の方針に、この表現も沿っているもので、自由党の中央の方針に沿った形で村野常右衛門が建てているのだろうということが想像できる資料ということになったと思います。

同じ資料の後ろから3行目には、剣術だけでなく精神を養成する目的もあったというふうな文言も確認できるかと思えます。

これは傍証的な資料ですが、同じ資料5の20ページの史料19の2段落目には、師範学校出身の篠原某を招いて学芸を教える機会も設けていたんだということが書かれています。これを傍証と言ったのは、これは大正期に刊行された本なものですからリアルタイムのものではないということですが、具体的に学問を教えていた人物の名前も出ていることからすると、一定程度の信用性があるかなというふうに考えています。

あと、常右衛門は明治18年に自由党系の激化事件の一つ、大阪事件に参画するわ

けですけれども、その大阪事件は、朝鮮政府を転覆するような計画と同時に、国内でも国際問題を起こした、そういう契機でナショナリズムの機運が高まることを利用して国内改革を目指すような、ちょっと冒険主義的な激化事件なわけですけれども、この計画において村野常右衛門が計画に誘われる、参画することになるきっかけの一つに凌霜館生を抱えていたということが期待されていたのではないかというふうにも評価されています。

また、衆議院の第2回選挙の選挙後に凌霜館生が隣村の大蔵村に住んでいた大須賀明という医師を殺害してしまうという事件があります。その裁判に関わる資料を資料5の10から14に挙げておきました。

この事件は、南多摩郡ほぼ全域を地盤にしていたとも言える石坂昌孝という自由党員の選挙で当選させるために運動している中、その対立候補である北多摩の吉野泰三という人物のほうの支持に回ってしまう大須賀明の態度に憤り、殺害してしまうという事件です。

その背景には、全国的に当時行われた品川弥二郎という内務大臣による選挙大干渉指示が深く関わっていたというふうに言っているのではないかと思います。品川弥二郎の選挙大干渉などは教科書でも大きく取り上げられている事件でもあります。

また、先ほどの大阪事件で有罪判決を受けて刑期を終え、出獄した後、大矢正夫という大阪事件に関わった人物は凌霜館に住み込みながら野津田学校の小遣いをしつつ、学校で授業するなどという経歴も持っていますし、大矢正夫は、その後、日清戦争が起こると大陸に渡って閔妃殺害事件の関係者とも接触をしているというような、歴史の大きな舞台に少なからず凌霜館というものが関わっているというようなことも凌霜館を考える上で重要なことというふうに思っています。

このように、日本における立憲政治とか代議政治の導入期に全国的な動向や事情、混乱と深く関わった施設として凌霜館を位置づけることが可能ではないかと思われれます。

また、剣術について、同じ翻刻の6ページから7ページ、9番の史料を見ると、これは以前に小島委員が御紹介された史料でもありますが、神道無念流を野津田の人たちを中心に近隣の村の若者たちが学んでいるということが確認できる、これが恐らくは凌霜館に通っていた人物たちなのではないかと思われれます。明治21年段階

ではありますが、30数人の人物が凌霜館に出入りしていたということになります。

ちなみに、7ページの上段の4人目ですか、三浦というのが師範の人物で、千葉県から招かれている。その右側の、分部（わけべ）と読むのではないかと思います。この人物は山梨県の都留郡から寄留してきている人物でもあり、地域を超えて広範な人々にも知られていたというか、利用された施設ということにもなるのかなというふうに考えられます。

建物について御説明します。建物がどんなものだったかということについては、諮問書の附属資料に写真を2点ほど載せさせていただきました。現存している資料は、これとあと一、二点あって、ただ、画質があまりいいものではなかったもので、今回はこの2点にさせていただきました。全体が写っているような写真がなくて、規模は明確には分かりませんでした。ただ、色川大吉氏と自由民権資料館の初代の職員であります新井勝紘氏は、移築された後の凌霜館の建物を見て写真に撮ってきているようです。色川大吉氏が凌霜館を20坪程度というふうに、先ほどの新聞記事の中で記しています。それを受けてということなのだろうと思いますが、新井氏も自由民権資料館の前に建っている凌霜館跡を説明する碑文の中で同じ20坪程度というふうに記しています。

あと、翻刻史料の1を基に、大野委員に何か建物に関わる情報、規模とか造り方が分かる情報はあるでしょうかということをお問合せしました。なかなか規模が分かる史料というのは、この中には出てこないらしいのですが、1ページ目、上段、下段に分かれています。上段の真ん中辺り、ちょっと読めない字が2つほど、黒四角になっているあたりですが、大貫（おおぬき）と読むでしょうか、これが唯一、規模が推定できる情報だそうです。

大工は2人の名前が出てくるので、この大工2人でほぼ造り上げている。賃金からすると、恐らく150日から180日ぐらい、延べでかけて、この2人が建てたと。大貫という部材をどこにどのぐらい、どう使ったかというのは、これで詳しくは分かりませんが、これを計算すると、恐らく30坪程度までの建物が建てられるのではないかとことを大野委員から御指摘がありました。ただ、推定に推定を重ねたのでかなり誤差はあるのだろうということです。なので、規模としては、色川氏以来、書かれている20坪程度ということで今回の資料は出させていただきましたが、それも推定ということにさせていただきます。

あと、凌霜館跡地が本当に自由民権資料館の場所だったのかということが一番重要なのかと思います。それについては、1次資料として、凌霜館の建立された場所が自由民権資料館の敷地であるという明確な根拠は残念ながら見つかりませんでした。そのため、状況証拠で固めていくということにならざるを得ません。

どういう状況証拠があるかということ、まず、凌霜館の跡地であるという前提で土地の寄附の話が出たわけですがけれども、当時、土地の寄附をお申いただいた村野家の人というのは、村野常右衛門の孫に当たる婉子さんという方と、そのお連れ合いの順三さんの御夫婦ということになります。常右衛門の唯一の男の子、長男は、少し前に亡くなられてしまっているわけですがけれども、それでも、色川大吉氏と一緒に「村野常右衛門伝」を直前に編まれているというようなこともあります。1971年に「村野常右衛門伝」が上下巻できるわけですが、そのときまでは常右衛門の御長男が活着しているということもありますので、伝聞情報としてはかなり信憑性があるのではないかと。

特に、その長男の廉一さんは明治29年生まれということになりますので、今で言う高校生ぐらい、10代後半ぐらいの時期までは凌霜館が移築されずに残っていたはずと考えると、実際に見ているという、それが1世代後に伝わったというぐらいの伝聞の情報なのだということ御理解いただければと思います。

あとは、色川大吉氏が凌霜館跡地に最初に言及したのが71年、「村野常右衛門伝」が出た2年ほど後ということですので、「村野常右衛門伝」の編さんに関わって、その情報を知ったというふうに考えられるのではないかと、これも推定ではありますが、一連の村野常右衛門の周辺のことを調べていく中で出てきた情報であろうことは間違いないのではないかと思います。

町田市側が凌霜館跡地であることを明示した書籍というのは、1978年に出た「町田の歴史をさぐる」という「町田市史」の後に出た普及版のような本ですがけれども、ここの巻末に文化財マップのようなものがありまして、そこに現在の自由民権資料館の敷地に凌霜館があったというふうに図示されております。これが凌霜館の跡地を自由民権資料館の現在の場所に初めて視覚的に、文字でも取りあえず明記した最初の資料ということになるかと思えます。

あとは、自由民権資料館を実際に建てる途中の段階で、かなり土を掘り起こしていますが、その土砂の中から「凌霜館」という銘が入った盃が発見されています。

それも諮問書の附属資料に載せておきました。これは、翻刻資料の史料1番目、2ページ目の真ん中ぐらいの下の段に、2ページの2という数字の上の辺りに「石坂公歴」という名前が見えるかと思いますが、その左側に「凌霜館名孟代」というふうに書かれています。石坂公歴が立て替えて作ったということが確認できます。恐らくは、この孟なのではないかというふうに考えられるということです。この孟については、前回も御議論いただいたのではないかと思います。

最後に、前回もお示しした資料ですけれども、資料4の1ページ目、横書きの資料になりますが、この表を見ていただければ、7)の土地台帳から表にしたものを見ていただければと思います。

土地の所有者の変遷を表にしてまとめたものです。これと土地台帳に附属されている地図を見比べながら確認していただきたいと思いますが、明治16年時点で建物ができているわけですが、土地台帳ができるのが明治19年ですので、建てた段階の情報は、残念ながら確認できていません。3年後の19年からの情報になります。明治19年段階で村野常右衛門の土地になっているのは898番地から900番地になります。

村野栄吉という、これも自民党員で村野常右衛門の右腕のような活動をする人物ですが、その897番地は、この栄吉の所有ということになっています。

4筆とも常右衛門の所有になるのは明治39年ということになりますので、凌霜館が建てられた時期には898から900番地だった可能性が高いのではないかと考えられます。ただし、村野常右衛門は明治10年代後半に結構借金をしながら民権運動をしているということもありますので、何らかの可能性、いつか897番地を手放しただけという可能性が全くないわけではなく、100%、897番地は栄吉の土地として明治の前半はあったというふうに言えるわけではないというふうなペンディングつきということにはなるかと思います。

前回の御指示で、土地の利用はどうなっていたかということがあったかと思いません。土地台帳を確認しました。あと、登記簿も写しを取り寄せて確認しましたが、全て畑という扱いになっていました。なので、畑作地として登録された状態で長年あり、自由民権資料館を建てる前提になる町田市への寄附の段階で土地の利用が変わるということになります。

本当に畑だったところに建っていたのかという疑念がどうしても起きてしまうわ

けですけれども、当時、登記がどのくらい正確にチェックされて記載されたのかということと関わらざるを得ませんが、明治の初年から畑作地だったところに登記とか、この書類上の手続を取らずに建造物が建ったというふうに考えるべきかと思っております。

石坂昌孝や村野常右衛門という民権運動で、野津田ではかなり主導者としての立場にあった人物が運営に深く関わっていたのであれば、戸長役場などは、そのことを一々指摘するようなことはなく、黙認ということも多いと、容易に想像できるのではないかなというふうに考えております。

以上が内容の説明になりますけれども、まず、諮問書は指定として出させていただきましたが、根本的な指定か登録かというところも含めて御審議いただきたいということと、そのために指定基準、登録基準が確認できるように、その基準も今回お配りしてあります。指定が資料7の5ページ、登録が9ページに記載がありますので、御確認いただければと思います。

あとは、こちら側の事務局の希望ということですが、今回の2月の審議と次回の5月の審議、2年周期の任期もありますので、できれば5月までの2回の審議で、今回の指定、登録の候補としての凌霜館の審議を終わることができればと考えております。

会 長 どうもありがとうございました。今回は、事務局のほうで、細かな新たな資料も含めて調べて、このように説明資料として添付していただいております。館がその場所に建っていたという直接的な資料はないですが、傍証となる資料はたくさんそろったのかなというふうに思います。

説明の内容と、それから、もう一つ、最後に松崎さんからお話がありましたけれども、今回、諮問としては指定旧跡という形になってはいますが、これを登録旧跡にしたほうがいいのかという御意見もぜひいただきたいと思っております。それを比べてみると、指定旧跡のほうは「著名な伝説地及び由緒ある場所・土地で市の歴史を理解するために重要なもの」が指定で、登録のほうは一語だけ違って、それに「必要なもの」、「重要」か「必要」か、という違いが、基準上では指定と登録の差ということになっております。

まずは、今の松崎さんの説明に基づいた内容で御質問、御意見があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

これについては、まず鶴巻委員の御意見をいただけたらいいかなと思いますが、いかがでしょうか。

委員 いろんな問題がありますよね。1つは、凌霜館の跡地と認定するかということと、それから、指定か登録かということになりますが、これは前の会議で、盃が出てきたことが、私はかなり大きな傍証になるのではないかという意見を述べましたので、ここを指定することには基本的に賛成です。

登録か指定かの話の前に、資料3を読んだときに、かなり位置づけがあやふやというか、少し問題なんじゃないかというふうな気がしたので、資料3の文面について意見を述べてよろしいでしょうか。

会長 どうぞ、お願いいたします。

委員 上から順番に、「沿革」のところに「村野常右衛門の企図により建立」とありますが、これは「建立」じゃなくて「設立」ですね。「建立」という用語はちょっと不適當ではないかと思います。

それから、選定理由ですが、先ほどの松崎さんの発言で「活動家」という言葉がずっと出てきていて、文面は「若手運動家育成」というふうになっています。「運動家」なのか「活動家」なのか。ここは大して大きな問題ではありませんが、とにかく指摘しておきます。

この文面で、凌霜館がどういう役割を持ったのかという記述は、この若手運動家を育成したということ以外に、全部の文面の中で、凌霜館の役割がなぜ評価されるのかという根拠が、この言葉だけで具体性を欠いているのではないかというふうに、まず思います。

だから、この部分をもっと記述をきちんとしたほうがいい。鴻武館と貫徹館が出てきていますが、貫徹館については、私は資料を持たないので分かりませんが、鴻武館は文武館と言えないのではないか。これはどんなに読んでも、撃剣道場の開催通知、資料は開催通知であって、ここに文武館が設立されたという根拠はないのではないかと思います。文武館が各地に建ったというのであれば、別に神奈川県や東京都にこだわる必要がなくて、むしろ茨城の中田の文武館とか、小諸の文武館とか、あるいは、大阪事件にも関与しますが、富山県の文武館とか、そちらのほうが全国的にはずっと有名で、それに匹敵する内容の文武館が凌霜館であったというふうな記述のほうが、むしろ凌霜館の意味を適切に伝えられると思います。

それから、「文武館は、明治10年代半ば以降、自由党中央の方針の壮士育成方針を背景として」と書いてありますが、今まで自由民権研究を勉強してきた、文武館というのはほとんど明治17年に建ちますが、明治17年に建った文武館を自由党中央の方針による文武館を設立というふうに把握している研究はないのではないかと思います。凌霜館は明治16年で、他の文武館とちょっと性格が違いますが、明治17年にできる幾つもの文武館というのは、基本的に、これは自由党左派系の関東一斉蜂起論というふうな武力革命を施行するような人々が各地に文武館を設立して行って、そこはかなり横の連絡を取って拡大していったというふうに考えられるのであって、自由党中央が壮士の育成方針を党の方針として公言したということはないのではないかと思います。

唯一、有一館というのがあるのですが、むしろ有一館は自由党左派系の大井憲太郎とか、ちょっと名前が出てきませんが、小林樟雄とか磯山清兵衛らが最終的には館の主導権を握るのであって、むしろ自由党中央は壮士たちを有一館に集めることで管理下に置こうとしていたのが、かえって壮士のたまり場になってしまったというのが今までの研究の成果ではないかと、そういうふうに言われてきたのではないかと思います。もちろん、松崎さんの研究もあるでしょうが、そういうふうに今まで見られていたのではないかと思います。

それから、「凌霜館も自由党の明治16年頃の運動方針を典型的に表している」と書いてありますが、これも明治16年段階で壮士を集めて、それを育成するというふうな方針を、自由党中央がそういう方針を取っているということは可能性として極めて小さいのではないかと。もちろん、こういう研究が最近あるのかもしれませんが、これは私が考えてきたというか、勉強してきたレベルでは、こういうふうなことが言われてきたことはないのではないかと。神奈川県为民権家たちは、16年段階からこういう青年たちの結集みたいなものには熱心ですが、全国的なレベルで自由党の方針と言われたことはないのではないかと思います。

さらに、大阪事件に参画するに当たって、村野が凌霜館の参加者たちから大阪事件参加への期待があったと推定されるというふうには書かれていますが、こういう事実も私は知らない。村野が大阪事件に参加するときに、凌霜館生に相談し、なおかつ彼らが参加することに積極的だったという資料を私は見たことがないです。これらの記述が、読んですごく私は違和感があった。これは、根拠があるならば少しき

ちんと明示してほしいですけれども、私が大阪事件の研究をしたレベルでは、こういう話が出てきたことはない。

それから、大阪事件のメンバーを確定する際に「皇国武術英名録」が資料として有効かという問題があります。正確に館のメンバーというのは分からないわけですが、武術英名録を使って大丈夫なのか。これは剣術の道場へ通っていて、ある時、その指導を受けたということですので、いわゆる館生、館のメンバーだという根拠にはなり得ないのではないかと。かなり根拠に挙げた、あるいは意義あるものとして挙げる根拠が、私が考えてきた町田の自由民権運動とか全国的な自由党の運動の評価とかなり大きくずれているのではないかというふうな気がします。

もう一つ、長くなって申し訳ないですが、凌霜館の意味をどういうふうに伝えるかといったときに、若手活動家の育成と一番最初に述べたところが問題だと言いましたが、1つは、先ほど松崎さんが言ったように、村野の自叙伝に精神の確保と身体の強固と技量の発達という3つを挙げているわけです。そういうものによって青年を養成したと彼は書いているわけです。

それから、大須賀事件の控訴院での言渡書には、凌霜館で時事を談論し、文武を研究したと。これは館の側が、裁判所の側が凌霜館に対してそういうふうな記述をしている。

それから、「大矢正夫自叙伝」は、青年の夜学が行われていて、さらに撃剣剣術が行われていたと書かれているわけですから、同時代のこの3つの資料から、つまり凌霜館がどういうことを行っていたということは、この3つの資料の記述から書いたほうがより明確になるのではないかというふうに思います。

ちょっと長くなってすみません。終わります。

会 長 どうもありがとうございました。ただいまの鶴巻委員の御意見としては、指定、もしくは登録することに関しては、全く異存はないという御意見だったと思います。資料3の内容について、様々な御意見と細かい御指摘をいただいたところがあります。資料3については、私も事前打合せのときに、別の内容で、指定理由は書き直したほうがいいのではないかということをお願いしました。この資料3については、諮問の文書だそうでした、これを変更するわけにはいかないのです、答申書の中でこれを書き改めていく形になるというふうに伺いました。それを前提に、答申でどのように書いていくかということこれから多分検討していく必要があるか

などと思います。

ただいま鶴巻委員から細かい御指摘が多々ありましたが、もし事務局、松崎さんのほうから、何かそれに対しての回答、御意見があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 御指摘ありがとうございます。ちょっと事実関係というか、これまでの評価をさらに誇張して書いてしまったり、誤読してしまったりしているところがあるのかと思います。もう一度、吟味した上で、凌霜館の役割が何だったのかというところに重点を置きながら、再度考えたいと思います。運動の典型的というふうにした根拠、自分が書こうと思った根拠というのは、自叙文の1行目、有形、無形の表現ですけれども、これは板垣退助の発言を前提にしているというふうに読んでいいのではないかと考えました。ただし、板垣退助の演説の内容よりも早く村野常右衛門の凌霜館設立は動き出しているという面もありますので、意味的には常右衛門が後付けした可能性もあるかなというふうを考えつつ書いたこととなります。時期的に微妙に逆転しているところはあるので、恐らく後日になって書いた、この資料、年代は推定できていないわけですけれども、これをどういうふうに評価するのかということなども含めて、答申の中に至るまでの過程の中でいろいろ御相談させていただければと思います。

会長 ありがとうございます。今の松崎さんからの御回答にもありましたように、今回の会議までに鶴巻委員と調整の上、文化財保護審議会としての指定理由をしっかりとまとめることができるというのではないかなというふうに思いますが、鶴巻委員からさらに何か御意見等はございますか。鶴巻委員、よろしいでしょうか。

すみません、ちょっと反応がないようですので、他の委員からもぜひ御意見をいただきたいと思いますが、まずは指定、登録について御意見をいただけたらと思いますが、今回の指定理由を見ていくと、なるべく全国的見地から考えて町田の凌霜館が重要だという文面で説明をされている方向かと思いますので、私個人としては、そういう見地に立てば、これは登録ではなくて指定にしてもいいと思います。他の委員の皆さんはどのようにお考えかということをご意見をいただきたいと思っています。

そうしましたら、もし挙手がなければ私から指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

まず、小島委員、お願いできるでしょうか。

委員 鶴巻さんの話と松崎さんのお話を聞きまして、今の書き方の問題がありますけれども、ここは、文化財に指定するのはいいことだと思います。いろんな影響がある。

それから、本来だと、宅地とかになっていれば場所がすぐ分かるのですがけれども、多分、人が住んでいない建物で小屋扱いみたいになっていたので、そういうことで畑地のままになっていたのではないかと思います。場所的には村野家の伝承とかもあって、これは道路に面したような場所ですから、この場所は問題ないのではないかなと思っています。

そのようなことで、よろしく願いいたします。

あと、文化財のほうは町田市の指定旧跡でもよろしいかと思います。

終わります。

会長 御意見ありがとうございます。そうですね、地目が畑というのも、実は私は気になっていたのですが、小島委員のおっしゃるように、居宅でないですので、恐らく地目変更はされなかったのかなというふうに私も推定はします。そんなことを踏まえて、資料としてこれが確認できたというふうにしたいと思っていますところ。

では、続きまして、阿部委員から御意見をいただけるでしょうか。

委員 こんにちは。私は、町田市指定旧跡ということでいいのではないかと考えております。場所そのものについても、前回の会議で大方の皆さんが御賛同したように、物として見ると、凌霜館名義の茶碗が出てきたということで、それは十分根拠となるのではないかと思います。

それで、指定理由のところは、僕も改めて読みますと、これは凌霜館というものの全国的な、政治的あるいは歴史的な評価というものが1つあるということなのでしょうね。それから、次のところは、村野さんを中心とした役割、あるいはお考えとかがあって、確かに、では具体的に指定をするのは凌霜館跡ですから、そこで何をやってたのかとか、どういう役割があったのかということ、それから、確かに分かりづらいということがありますので、これ自体は諮問の際の資料で変えないということでしょうけれども、そのあたりの工夫が必要だと思います。

会長 ありがとうございます。指定に関しては、やはり御異存がないというお答え

かと思えます。

続きまして、内野委員からも御意見をいただけるでしょうか。

委員 指定か登録かということについては、歴史の先生方の判断にお任せするところが大きいかと思えますけれども、一般市民的な視点に立つと、凌霜館という、取りあえず名前だけは町田の中でずっと言い伝えられてきたものとして、歴史資源としては町田の中では大きな位置を占めるものだと思いますので、個人的には指定でよろしいと思えます。

それと、指定理由につきましても、前回からの議論の継続で、できるだけいろんな傍証を集めていただいたのが述べられているわけですが、まだそれがちょっと整理されていないというようなこともあるかと思えますので、鶴巻先生の御指摘と併せて調整して、整理されたものにしていけば問題ないのではないかなと思っております。

会長 ありがとうございます。一通りの委員の皆さんから御意見をいただいた中では、諮問の内容に沿って指定旧跡ということで問題なさそうだというあたりは、今日、合意ができたところかなと思えます。ただ、指定理由についてはもう少し慎重に検討して、書き換えていく必要があるのかなということはおおむねの御意見だったかと思えます。

皆さんの御意見をさらに踏まえまして、もし鶴巻委員から再度、何か御意見等があればお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

委員 特にありません。

会長 ありがとうございます。

そうしましたら、次が5月に会議が予定されているということですので、事務局と、特に鶴巻委員が御専門の先生ですので、内容について詰めて、正式な答申書というのを、原案をつくっていただければいいかなというふうに思います。

そんな形でよろしいでしょうか。事務局からもし何か御意見、回答があればお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

事務局 鶴巻委員に特に御指導をいただきながら文面を考えていきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

会長 では、どうぞよろしくお願ひしたいと思えます。

残り時間もあと15分ほどになりましたが、本日の中心議題であります町田市指定

旧跡の指定についての諮問について、全体を通して何か御意見、御質問があればお出しただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次回の会議に向けて答申の、特に指定理由、この部分について再検討していくということで進めていただければと思います。

では、議題の2は以上にしたいと思います。

続きまして、議題の3、その他になりますが、事務局から何かありましたらお願いいたします。

事務局 事務局の望月です。

議題について、御議論ありがとうございました。

次回の審議会は5月開催予定です。第31期の最後の会議となる予定です。今回同様、オンラインを予定していますが、大変申し訳ありませんが、町田市のシステムの変更上、ウェブックスからほかの会議システムに変更になる予定です。こちらについては、また後日、詳細を御説明させていただきます。度々の変更でお手数ですが、よろしくお願いいたします。

また、今申し上げましたように、5月末で第31期が終了となります。第32期の委員の委嘱のお願いですが、別途個別にお願いをさせていただく予定です。

ただ、もしもこの時点で来期は委員の皆様のお都合で受けることができないというのがもう既に分かっている先生がいらっしゃいましたら、後ほどメールなどでも結構ですので、望月まで御連絡いただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

会 長 ありがとうございました。

以上で本日の議題は一通り終了になりますが、全体を通して委員の皆さんから何かその他の事項がもしあればお出しただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特にないようでしたら、予定しておりました本日の議事内容はこれで終了にしたいと思います。

もしそのほかに何もないようであれば、本日の審議会はこれで閉会にしたいと思います。どうもありがとうございました。

《配付資料》

- 1 報告事項
- 2 諮問書（写し）
- 3 諮問資料「2022年度町田市指定文化財候補」
- 4 凌霜館関係史料（修正版）
- 5 凌霜館関係文書
- 6 旧土地台帳附属地図
- 7 町田市文化財指定・登録基準

○町田の教育2022

○とうきょうの地域教育NO.147号